

那須塩原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市部活動地域展開推進計画に基づき、中学校又は義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）に在籍する生徒（以下「中学生等」という。）のうち、市内の中学校等に在籍する者（以下「市内中学生等」という。）の学校部活動を地域展開するため、市内中学生等に対して適切にスポーツ活動又は文化芸術活動を提供する地域クラブ活動を、那須塩原市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）として認定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 認定の対象とする地域クラブ活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた活動で、中学生等が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることにより、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、適正かつ低廉な会費等が設定されていること。
- (4) 正当な理由なく、市内中学生等の加入及び退会を拒まないこと。
- (5) 市内中学生等が1名以上在籍していること。
- (6) 原則として市内に活動拠点を置くものであること。
- (7) 活動に参加する中学生等の在籍する中学校等との連携が適切に行われていること。
- (8) 複数の役員又は指導者が携わり、指導者及び参加者の安全並びに活動の持続的な運営体制が確保されていること。
- (9) 次に掲げる内容を備えた規約等に基づき、適正に運営されていること。
 - ア 活動の目的が規定されていること。
 - イ 入退会及び会費に関する事項が規定されていること。
 - ウ 次に掲げるものに準ずる役員を置くことが規定されていること。

(ア) 代表

(イ) 会計

(ウ) 監事

(エ) 指導責任者

エ 会計及び監査に関する事項が規定されていること。

オ 総会等について規定されていること。

(10) 指導者及び活動の参加者の事故等を補償する傷害保険等に加入していること。

(11) 事故等が発生した場合に緊急連絡や応急処置ができる体制が確保されていること。

(12) 関係機関が開催する指導者研修等を受講し、那須塩原市認定地域クラブ指導者（以下「認定指導者」という。）として登録されている指導者が活動に携わっていること。

(13) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為の防止を徹底した活動が行われていること。

2 前項第12号に関する指導者の研修及び登録については、教育委員会が別に定める。

（認定の申請）

第3条 認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請を取りまとめて、認定地域クラブ活動申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出することにより行うものとする。

(1) 認定地域クラブ活動概要書（様式第2号）

(2) 認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第3号）

(3) 地域クラブ参加者一覧表（様式第4号）

(4) 地域クラブ役員及び指導者一覧表（様式第5号）

(5) 団体の規約その他これに類するもの

(6) 地域クラブ活動の活動計画書

(7) 地域クラブ活動に係る予算書

(8) 加入している傷害保険等の保険証書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（認定）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、認定の可否を決定し、認定地域クラブ活動認定通知書（様式第6号）又は認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（認定の有効期間）

第5条 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の日からその日が属する年度の末日までとする。

（変更の届出）

第6条 認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、認定を受けた事項に変更が生じたときは、認定地域クラブ活動変更届出書（様式第8号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第7条 認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、その活動を休止するときは、認定地域クラブ活動休止届出書（様式第9号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（再開の届出）

第8条 認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、前条の規定により休止した地域クラブ活動を再開するときは、認定地域クラブ活動再開届出書（様式第10号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、その活動を廃止するときは、認定地域クラブ活動認定取消申出書（様式第11号）により、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定地域クラブ活動の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定の決定を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

- (3) 不適切な行為があり、次条の規定により教育委員会の指導助言を受けたにもかかわらず、改善が見られないとき。
- (4) 前条の規定により認定取消しの申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認定地域クラブ活動として不適当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導助言）

第11条 教育委員会は、認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体に対し、定期的な報告を求め、聞き取り調査、現地確認等により活動状況を把握し、必要な指導助言を行うものとする。

（認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 教育委員会は、認定地域クラブ活動を推進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 中学生等及びその保護者に対する情報提供
- (2) 認定地域クラブ活動の運営費の一部補助
- (3) 学校施設の優先利用に関する配慮
- (4) 施設利用料の減免
- (5) 認定地域クラブへの従事を希望する教職員の兼職兼業に対する配慮
- (6) 指導者及び代表者に対する研修受講の促進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたもの

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年9月4日から施行する。

（準備行為）

2 第2条、第3条、第4条（同条の規定による通知に係る部分を除く。）並びに第12条第1号、第5号及び第6号に規定する認定に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においてもすることができる。